

古都湯 介護予防通所介護・総合事業 料金表

2018/9/1現在

1 介護予防通所介護・総合事業の介護報酬に係る費用(下段は1回あたりの利用者負担額の目安)

| 項 目 | サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安 | |
|-----------|------------------------|---------|
| | 事業対象者・要支援1 | 要支援2 |
| ①基本額 | 1,647単位 | 3,377単位 |
| | 1,759円 | 3,607円 |
| ②処遇改善加算 I | 97単位 | 199単位 |
| | 104円 | 213円 |

※利用者負担額(1割)の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数×10.68円＝費用総額(1円未満切り捨て)

費用総額－保険請求分(費用総額×0.9(1円未満切り捨て))＝利用者の1か月分の負担額

※10.68円は、鎌倉市(3級地)の地域加算

- ※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。
- ※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます(正当な理由がある場合を除く)。

| | |
|------------------|------------|
| 利用予定日の前日までのキャンセル | キャンセル料なし |
| 当日のキャンセル | 当日予定の自己負担額 |

- ※ 上記のほか、利用者には、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用、または、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を実費にてご負担いただきます。

古都湯 介護予防通所介護・総合事業 料金表

2018/9/1現在

1 介護予防通所介護・総合事業の介護報酬に係る費用(下段は1回あたりの利用者負担額の目安)

| 項 目 | サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安 | |
|-----------|------------------------|---------|
| | 事業対象者・要支援1 | 要支援2 |
| ①基本額 | 1,647単位 | 3,377単位 |
| | 3,518円 | 7,214円 |
| ②処遇改善加算 I | 97単位 | 199単位 |
| | 207円 | 425円 |

※利用者負担額(2割)の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数×10.68円＝費用総額(1円未満切り捨て)

費用総額－保険請求分(費用総額×0.8(1円未満切り捨て))＝利用者の1か月分の負担額

※10.68円は、鎌倉市(3級地)の地域加算

※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。

※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます(正当な理由がある場合を除く)。

| | |
|------------------|------------|
| 利用予定日の前日までのキャンセル | キャンセル料なし |
| 当日のキャンセル | 当日予定の自己負担額 |

※ 上記のほか、利用者には、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用、または、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を実費にてご負担いただきます。

古都湯 介護予防通所介護・総合事業 料金表

2018/9/1現在

1 介護予防通所介護・総合事業の介護報酬に係る費用(下段は1回あたりの利用者負担額の目安)

| 項 目 | サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安 | |
|-----------|------------------------|---------|
| | 事業対象者・要支援1 | 要支援2 |
| ①基本額 | 1,647単位 | 3,377単位 |
| | 5,277円 | 10,820円 |
| ②処遇改善加算 I | 97単位 | 199単位 |
| | 311円 | 638円 |

※利用者負担額(3割)の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数×10.68円＝費用総額(1円未満切り捨て)

費用総額－保険請求分(費用総額×0.7(1円未満切り捨て))＝利用者の1か月分の負担額

※10.68円は、鎌倉市(3級地)の地域加算

※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。

※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます(正当な理由がある場合を除く)。

| | |
|------------------|------------|
| 利用予定日の前日までのキャンセル | キャンセル料なし |
| 当日のキャンセル | 当日予定の自己負担額 |

※ 上記のほか、利用者には、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用、または、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を実費にてご負担いただきます。